

令和 8 年 2 月 9 日

飯塚市立病院業務委託業者公募要領

飯塚市立病院

1 業務名

令和 8 年度飯塚市立病院自家用電気工作物保安管理業務委託

2 委託業務の内容

仕様書参照

3 業務委託予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

4 参加資格要件

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和 8 年度飯塚市役務有資格者名簿に登録されていた者
- (2) 会社更生法第 17 条規定に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者

5 公募要領及び仕様書の交付場所

〒820-0088 福岡県飯塚市弁分 633-1

公益社団法人地域医療振興協会 飯塚市立病院 会計課用度係

6 提案書（見積書含む）の受付期間、場所及び方法

令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時までに
飯塚市立病院会計課用度係へ郵送するかご持参ください。なお、受付期
間に提出されなかったものは受理しない。

【送付先】

上記、交付場所と同じ

7 質問について

質問等ありましたら文書にてご提出願います。必要と思われる場合にのみ
担当者より直接お答え致します。

8 提案書の提出

次項の「9 企画提案書項目」毎に作成し、以下のことに留意し提出する
こと。

- (1) 提出様式
 - ①提案書には表紙を付け、A4版とし両面印刷とする。
 - ②ページ番号 各ページに一連の番号を付ける。
- (2) 提出部数
 - ①6部（原本1部、コピー5部）
- (3) 提出書類
 - ①企画提案書
 - ②損害賠償に関する証書の写し
 - ③医療関連サービス振興会認定証書の写し
 - ④代行保証又はそれと同等の保証が得られる証書の写し
- (4) その他の留意事項
 - ①提出された書類について、提出後の追加及び変更は不可とする
 - ②提出された書類は、一切返却しない。
 - ③書類の作成、提出に要する一切の費用は参加者の負担とする。

9 企画提案書項目

- (1) 業務遂行能力
 - ・会社概要
 - ・委託業務実績
- (2) 実施体制
 - ・人員配置等
 - ・教育研修体制
- (3) 業務に関する取り組み
- (4) 安全事故防止体制
- (5) 非常時対応能力
 - ・サポート体制
 - ・損害賠償
 - ・代行保証
- (6) その他
 - ・上記以外の独自の実現可能な案を提示すること
- (7) 見積書（別紙）
 - ・委託料の見積、明細書

10 審査及び選考

提案書の内容を総合的に審査した上で、受注者を特定する。

11 選考結果

選考結果は、速やかに電話連絡もしくは文書にて通知する。

12 その他

- (1) 契約締結は令和8年4月1日付とし、決定業者と詳細について別途

協議を行う。

- (2) 令和 8 年 3 月 31 日以前の準備などに必要な経費については、受注者の負担とする。

13 問い合わせ先

公益社団法人地域医療振興協会

飯塚市立病院 会計課用度係

担当：伊藤・宮崎

電話：0948-22-2980

FAX：0948-24-3812

飯塚市立病院
会計課用度係

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

保安点検対象となる設備

所在場所： 福岡県飯塚市弁分 633-1 飯塚市立病院

最大電力： 929kw

需要設備： 設備容量 4,250kVA 受電電力 996kw 充電電圧 6,600V

非常用予備発電装置：定格容量 750kVA 定格出力 600kw 定格電圧 6,600V

定格容量 400kVA 定格出力 320kw 定格電圧 220V

太陽光 10kw 出力電圧 200V

1. 業務範囲

- 1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合はこれについて報告助言を行うこと。
- 2) 電気事故発生時における応急措置ならびに事故原因の探求の協力及び再発防止の協力助言、また必要に応じ臨時点検を行うこと。
- 3) 法令に基づく立会検査に立会うこと。
- 4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、法令に基づく工事期間の点検、竣工検査を実施し必要な報告及び助言を行うこと。
- 5) 自家用電気工作物の設置又は変更若しくは電気事故報告等、産業保安監督部長に対し申請書又は届出書若しくは報告書等の提出を必要とする場合における書類又は図面の作成及び手続の協力助言を行うこと。

2. 点検頻度

1) 月次点検

毎月 1 回 主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験

2) 年次点検

毎年 1 回 主として施設を停止して行う精密な点検、測定及び試験

(無停電年次点検 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験)

無停電による年次点検の場合は、1回／3年は停電点検するものとする。

なお、停電点検は停電時間の制約のため、半日を目途に実施できる体制で行うこと。

3) 臨時点検

必要的都度 異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験

4) 工事中の点検

毎週 1 回 工事期間中、週 1 回の点検

5) 竣工検査

必要的都度 施設（設備）竣工時の検査

以上の点検等は、原則として就業時間内に実施すること。また、業務実施後はその都度遅滞なく結果報告書を作成し、確認印を受領すること。

(停電点検は除く)

3. 点検、測定及び試験の一部または全部の実施を除外する電気工作物
 - 1) 取り扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラ、昇降機等
 - 2) 取扱いが特殊なため、専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
 - 3) 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を実施することに危険を伴う場合
 - 4) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生個所、酸素欠乏危険個所、放射線管理区域内等に設置された機器等
 - 5) 当院の業務上の都合（情報管理、衛生管理、機密管理等）で立ち入り制限された場所に設置された機器等
 - 6) 事業場外で使用されている可搬型機器及び発電設備のうち原動機等電気設備以外の工作物
 - 7) 構造上、内部点検ができない密閉型防爆構造の機器、密閉場所
 - 8) 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠れい場所に設置された配線及び機器等

4. 機械機具の保有

- 1) 受託者は電気事業法施行規則第52条の2に定められた機械機具を有していること。
- 2) 受託者が業務に使用する測定機器は、国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- 3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は委託者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。また、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

5. 安全管理

- 1) 安全の確保
業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。
- 2) 単独作業の禁止
高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧接近作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数人で作業を実施すること。
- 3) 防護具、保護具の使用
受託者は高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。そのために必要な適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を常備しなければならない。受託者は防護具、保護具の定期自主検査（6か月

に1回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなくてはならない。また、その記録は委託者の求めがあった場合、直ちに開示しなければならない。

6. 電気事故時における対応及び体制

- 1) 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受け付け対応を行うこと。
- 2) 受託者は、連絡を受けてから1時間以内に当該事業所へ到着できる体制であること。
- 3) 受託者は、緊急時の事故応動に対応していただくため、点検対応事業所に有資格者が6人以上いること。
- 4) 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には、迅速な対応ができる体制であること。
- 5) 受託者は、高圧事故の場合、複数人で対応すること。

7. 保安業務担当者の資格等

- 1) 保安管理業務を実施するもの(以下保安業務担当者という)には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。
- 2) 保安業務担当者は、保安業務に従事する資格を有する証明書を常に携行させるものとする。
- 3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下保安業務従事者という)に保安管理業務の一部を実施させられる。
- 4) 保安業務担当者及び保安業務従事者は保安管理業務を自ら実施すること。また、必要に応じ補助者を同行させて補助をさせることができる。

8. 再委託の禁止

受託者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者又は電気保安法人に再委託してはならない。ただし、受託者が個人事業者であっては本人の急病等やむを得ない理由がある場合は、委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たすものに再委託することができるものとする。

9. その他

- 1) 業務に入る前に必ず事務室に立ち寄り、業務内容について十分打ち合わせを行うこと。
- 2) 省エネルギーに関する検討を行い、有効とされる場合は提案すること。
- 3) 院内において重要な行事等が実施される場合は、要請に応じて事前の臨時点検及び行事中の点検を実施すること。

4) 本業務に従事する者は、個人情報保護法および関連規定に基づく研修を必ず受講すること。

10. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

以上